想定される喫煙室設置パターン3 「喫煙可能室」 ※経過措置



☞ 経営規模が小さい既存飲食店は、経過措置があります。

経営規模が小さい事業者の皆さんが運営する施設について、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置として、喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室に加えて、**喫煙可能室の設置が認められる**施設です。このための条件を満たす既存特定飲食提供施設については、以下のように定められています。

◆条件1:[既存事業者]

・2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること。 ただし、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、 ②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。

◆条件2:[資本金等]

- ・次のいずれかの会社により営まれるものを除いたものであること。
 - ① 大規模会社(資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社)
 - ② 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの アーの大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社 イ大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社(アに掲げるものを除く。)

◆条件3:[客席面積]

・客席面積100㎡以下であること。 ただし大阪府内の飲食店は、2025年4月からは30㎡以下となります。

2022年4月~ 従業員雇用飲食店原則屋内禁煙【条例】

従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めなければなりません。

条件を満たす既存特定飲食提供施設で店内喫煙を選択する場合は、



「喫煙可能室」設置施設、「喫煙可能店」となります。

(たばこを吸いながら飲食等のサービスの提供ができる)

Point

- ▶ 喫煙可能室内では、飲食など、喫煙以外のこともできます。
- ▶ 屋内の一部の場所又は全部の場所に設置が可能です。
- ▶ 吸うことができるたばこ:紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

<施設の一部の場所に設置する場合>

※塗りつぶし部分は禁煙エリア



<施設の全部の場所に設置する場合>



「喫煙可能室」を設置した施設管理者の責務

1、喫煙室の構造及び設備にかかる技術的基準への適合維持

喫煙室の構造及び設備を「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」に適合するよう維持しなければなりません。 【違反時の罰則:50万円以下】

<施設の一部の場所に設置する場合>

- <喫煙室からの煙の流出防止措置(=技術的基準)>
- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒 以上であること
- ② たばこの煙(加熱式たばこの蒸気を含む。)が喫煙室の中から施設の屋内に 流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること
- ▶ 施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。(=フロア分煙可)
- ▶ 2020年4月1日に既に存在している建築物等で、管理権原者の責めに帰することができない事由(※1)によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置(※2)を講ずることにより、一般的基準(上記の①~3)に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする、一定の経過措置が設けられています。
- ▶ ただし、経過措置を利用する場合においても、出入口における風速0.2m毎秒以上の確保及び壁、天井等による区画が、「一般的基準に適合した措置 を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止する」ために必要です。
 - (※1) 新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合など。
- (※ 2)次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。①総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。②当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/㎡以下であること。

<施設の全部の場所に設置する場合>

喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること。

2、20歳未満の人の立ち入りについて

喫煙できる場所には、たとえ、喫煙を目的としない場合であっても、20歳未満の人は立ち入れません。



3、標識の掲示

喫煙可能室を設置した場合は、**喫煙できる場所の出入口とその施設の主な出入口**のみやすい場所に、その旨を表示しなければなりません。施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去して下さい。【違反時の罰則:50万円以下の過料】

<施設の一部の場所に設置する場合>

<施設の全部の場所に設置する場合>

記載が 必要な 事項

喫煙可能室

(標識

例

- ・喫煙をすることができる場所である旨
- ・20歳未満の方の立入りが禁止されている旨

喫煙可能室の出入口に表示

当該施設等の主たる出入口に表示

- ・喫煙可能室が設置されている旨
- ・技術的基準の経過措置を講じている(脱煙 装置を設置)場合には、その旨も記載







当該施設等の主たる出入口に表示

- ・ 喫煙をすることができる場所である旨
- ・20歳未満の方の立入りが禁止されている旨



- ※ 標識は下記よりダウンロードできます。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/tabakonoru-ru3.html
- ※ 標識の媒体等は問いません。必要な事項が記載されておれば結構です。

4、従業員への受動喫煙対策

2022年4月~従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めて下さい。【条例】

従業員に対する受動喫煙対策も講じなければなりません。 20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入りは禁止です。 ※他の関係省令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に明示する必要があります。

5、書類の保存

以下の書類を備え、保存して下さい。【違反時の罰則:20万円の過料】

- ・施設内の客席部分の床面積に係る資料(店舗図面等) 店舗全体のうち、客席から明確に区別できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除いた部分をさす図面等
- ・会社経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料 資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

6、広告・宣伝

広告や宣伝を行う時は、「喫煙可能室」を設置している旨を明らかにして下さい。 この広告・宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合に、明瞭かつ正確に表示して下さい。

7、施設の届出

【届出】 喫煙可能室を設置する場合は、お近くの保健所又は保健所を設置する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、 八尾市、寝屋川市、東大阪市)に届出書類を提出して下さい(郵送の可否は各届出先にお問い合わせください)。

提出書類:①喫煙可能室設置施設 届出書 ②客席面積チェックリスト

届出内容:①施設の名称、所在地、②管理権原者の氏名・住所(法人代表者名・所在地)、③客席面積

※客席面積30㎡超~100㎡以下の飲食店は、府条例に基づき、2025年4月より「原則屋内禁煙」となります。 喫煙可能室設置の飲食店から、「原則屋内禁煙」に変更した際は、廃止届を提出して下さい。

【変更】 届出内容を変更した場合は、変更の事実を証明することができる書類を添えて、変更届を提出して下さい。

提出書類:①喫煙可能室設置施設 変更届出書 ②変更の事実を証明することができる書類

【廃止】 喫煙可能室の設置を取りやめた場合は、廃止届出を提出して下さい。

提出書類:①喫煙可能室設置施設 廃止届出書

〈届出書〉

<客席面積チェックリスト>

客席面積 チェックリス ※ 届出の前に、ご自分の凸輪の客席部分の面 ※ このチェックリストは駆出書に添付してく!	潰を確認してください。
客席部分の面積は何平方メートルですか'	P mf
□ 30 m磁から 100 mの場合 #2025 年 3 月までに原則極内禁煙化 □ 30 m以下の場合 #2025 年 4 月以時も経過措置により	
⇒従業員を雇用する飲食店では、客係8 禁煙に努めましょう。	部分の面積にかかわらず

<変更届出書>

※ 変更届出受理器号					(A4)			
	唉	煙可能室設	置施設	変更	居出書			
					会	h #	Я	В
		殿						
				展問	者			0
48.16	F増進法施行規則等の	一部を改正する名句	財別第2条第3	項の物質	and the second	りと知り間	10世末1	r.
pe a	OBJECTIME! FAMOU 4-5	December 1		-Mary Mark	10.00 7 1 80		817 514 64	
			32					
_	(lan #42)							
1	①名称							
喫煙可能	②-1所在地	₹ -			(電話	_	_	,
能容設置施設	②-2車両番号等							
Mile Mile	③営業許可番号	第一号						
	④営業許可日		隼	Я	B			
2	(ふりがな) ①氏名 (法人にあっ では、その名称)							
2管理権原	(よりがな) ②徳人にあっては、 その代妻者の氏名							
¥	③住所(法人にあっては、その主たる事 務所の所在地)	₹ -			(電話	_	_)
. 3	①変更前							
内容 容更	②変更後							
^	②変更日		年	Я	В			
4 備考								
2 1 3 1 4 2 概に 5 4	() (印機には、記載をし 模及び2模とで変し、変更 模型は、変更しては、管理 については、管理 に関には、変更届出に をすること。	陽出までの事項を配 ②−2のいずれかに 塩原者が法人の場合に	記載すること。 こは①②及び②					

く廃止届出書>

※ 廃止届出受煙番号			
	模	煙可能室設置施設 廃	止届出書
			合和 年 月
			i## 6
	KANA PARTITION OF	- 部を改正する省合附別第2条第8項の規	ight to The Land House
per	N·程序位施113K用等少		たたより下部のこれり無り回ます。
		12	
_	(ふりがな)		
1 喫価	①名称		
喫煙可能室股	②-1所在地	₹ -	(電話 — —
家設置	②-2車両番号等		(MEAN)
施設	②営業許可番号	Ж	9
gx	①営業許可日	年 月	В
	(よりがな)		
2	①氏名(強人にあっては、その名称)		
雙連	(ふりがな) ②法人にあっては、		
権原者	その代表者の氏名		
_	②住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	₹ -	(電話 — —
内3度上	①廃止理由		
" E	②廃止日	年 月	B
(注)	②廃止日 ②廃止日 利用機には、記載をし 1機及び2機は、廃止 1機②は、②-1又は 2機については、管理 に配動すること。		載すること。それお外の場合は①8

施行後の状況変化について(既存の飲食店の該当)可否

法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性を踏まえて総合的に判断します。

	事業の継続性	経営主体の同一性	店舗の同一性
継続して既存の飲食店に該当	○ 法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合 ○法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合(例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)	 ○経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合(※)を含む) ※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。 ○個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合 ○法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合 ○個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合 	○同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合○災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合
(新規店舗となる)既存飲食店に該当しない	× 「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)	×個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合 ×法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合	×上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築 (建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁、 柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却し、造り直すこ と)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の 1つにつき、その過半を工事すること)といったいわゆる大 規模改装を行った場合 ※壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備 の入れ替えなど、建築物の主要構造部(壁、柱、床、 はり、屋根、階段)を変更しない場合は、ここには該当し ない。

Question	Answer
食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している施設であれば、既存特定 飲食提供施設に該当するのか。	既存特定飲食提供施設の対象は、「設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設」です。したがって、食品衛生法上の飲食店営業許可を取得していても、客に飲食をさせるための設備(テーブルや椅子等)がなければ対象外です。
既存特定飲食提供施設に該当する施設について、改正法・条例の施行後 に資本金等が5000万円を超えた場合や客席面積が100㎡を超えた場合な どは、引き続き経過措置の対象となるのか。	「資本金等5000万円以下」、「客席面積100㎡以下」といった要件は、改正法・条例の施行後も満たしている必要があります。そのため、これらの要件を満たさなくなった場合には、経過措置対象の飲食店ではなくなります。
同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、 施設管理者が同一である場合については、1 つの既存特定飲食提供施設と 扱うこととなるのか。	施設管理者が同一であっても、飲食店営業許可を別々に受けており、それぞれが既存特定飲食提供施設の要件を満たすものであれば、それぞれ別の既存特定飲食提供施設となります。
既存特定飲食提供施設において、当該施設の従業員の休憩室や事務スペース等のバックヤード、厨房等も喫煙可能室として喫煙可能とできるのか。	既存特定飲食提供施設の屋内の全部の場所を喫煙可能とする場合は、客席部分以外の場所を含めて、全ての場所を喫煙可能とすることができます。ただし、このような場合であっても、従業員を望まない受動喫煙から防ぐため十分に配慮していただくのが望ましいと考えています。
喫煙可能室設置施設で2020年4月1日までに届出のなかった施設はどのような取り扱いになるのか。	届出がない喫煙可能室設置施設であっても、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていれば喫煙可能室の設置は可能ですが、喫煙可能室設置施設を把握する必要があるため、届出を行ってください。